

(案)

一関市地域協働推進計画

(第2次)

わっしょい みんなでかつごう いちのせき

みんなで創る地域協働の仕組み

平成31年3月

一関市

目次

第1章 第2次一関市地域協働推進計画の基本的事項

1 計画策定の目的と位置付け	1
2 計画の期間	1
3 地域協働の定義	1
4 地域協働体の位置付けと役割等	2

第2章 第1次計画の取組成果と課題

1 これまでの地域協働の推進に関する取組の経過	3
2 地域づくり計画の達成状況	4
3 第1次計画の主な成果	6
4 第1次計画における課題	8

第3章 本計画の基本方針と取組

1 本計画の目指す姿	10
2 地域協働の推進にあたっての基本的な考え方	10
3 施策の基本方針	11
4 主要な施策・事業	13
(1) 協働の仕組みと組織づくり	13
(2) 地域人材の育成と確保	15
(3) 地域の特性を活かした取組の推進	15
(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化	18
(5) 企業の参画促進	19
5 市民センターの活用	20
6 地域による市民センターの管理	22

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	24
2 計画の進行管理（実効性の確保）	24
3 計画期間内における施策の見直し	25
4 みんなで創る地域協働の仕組みとイメージ	26

第1章 第2次一関市地域協働推進計画の基本的事項

1 計画策定の目的と位置付け

一関市地域協働推進計画（以下「第1次計画」という。）は、身近な地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり^{※1}の進め方を、「行政主導型」から、地域と行政^{※2}が連携して進める「地域協働型」へ転換し、「市民主体の地域づくり活動の促進」と「市民と行政の協働によるまちづくり^{※3}の推進」を図るため、平成26年3月に策定されました。

その後、地域協働体の設立や地域づくり計画の策定が進み、各地域協働体によりさまざまな取組みが行われています。また、公民館を市民センターに移行したことにより、生涯学習、社会教育、地域づくりの拠点としてその果たす役割は大きくなってきています。

この第2次一関市地域協働推進計画（以下「本計画」という。）は、第1次計画の進捗状況や各地域で開催した住民懇談会での意見や要望、地域協働体へのアンケート調査の結果などを踏まえ、これまでに取り組んできた協働の仕組みづくりをさらに進め、地域協働を推進するために策定するものです。

また、本計画は一関市総合計画を上位計画とし、基本計画で定める「市民と行政との協働によるまちづくりの推進」の実行計画である「一関市協働推進アクションプラン」（平成22年12月策定）（以下「アクションプラン」という。）の協働アクションの一つである「協働のための仕組みづくり」を推進するための計画とするものです。

2 計画の期間

本計画は、平成31年度から平成35年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中において適時、必要な見直しを行います。

3 地域協働の定義

本計画において、「地域協働」とは、「地域の自治会（民区、町内会、集落公民館などを含む。以下同じ。）、各種団体、市民、民間事業者（企業）などの多様な主体が、一定の地域において互いに、又は行政と地域の特性や課題などを共有したうえで、役割を分担しながら、地域課題の解決や地域の実情に沿って地域づくりに取り組むこと。」と定義します。

※1 地域づくり：地域、地区ごとの「人」「活動」などの活性化に向けた取組

※2 行政：市長、教育委員会、農業委員会などの行政機関の総体

※3 まちづくり：市全体の「人」「活動」などの活性化に向けた取組

4 地域協働体の位置付けと役割等

(1) 地域協働体の位置付け

- ① 地域住民や各種団体等と情報共有、連携、調整を行い、地域の特性を活かした地域づくりや地域課題の解決に取り組むなど地域コミュニティを代表する組織です。
- ② 地域課題に関する市民の意見を市の施策に反映させるため、当該地域における行政事業に関し、地域を代表して意見するなど協働のまちづくりを進めるための行政のメインパートナーです。
 - ・ 地域協働体は、地域づくり計画の実行を推進する。行政は、地域づくり計画など地域協働体で決定された事項を尊重し、市の施策への反映に努める。
 - ・ 地域の実情に応じ、地域が行った方が効果的、効率的な事業を行政と協議のうえ、実施する。（公園等の管理運営、道路等維持、子育て・福祉事業の運営など）

(2) 地域協働体の役割

アクションプランにおいては、地域協働体に5つの役割を期待しています。

例示すると次のような活動の視点や事業等が考えられますが、地域の実情に応じて、地域協働体が必要な取組を実践します。

区 分 (アクションプランより)	活動の事例
①行政機能や基礎的コミュニティ機能の支援・補完	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単位自治会や単独の地域組織でできないことへの連携対応 ・ 活動拠点としての施設の管理運営 ・ 市総合計画等への意見提出や市の施策への提案 ・ 公共施設の管理運営 <p style="text-align: right;">など</p>
②多様な住民参画を通じたコミュニティ機能の再生・創出	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢者サロン、買物代行、子育てサロン、子どもフェスタ ・ 環境パトロール、防犯パトロール ・ 都市と農村の交流事業 <p style="text-align: right;">など</p>
③民主的な地域意見の調整や集約	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート、意見交換、ワークショップ ・ 将来ビジョン、地域づくり計画の策定と推進 ・ 地域要望、ニーズの取りまとめと提案 <p style="text-align: right;">など</p>
④コミュニティ活動を通じた地域の人材育成、確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種事業の実施による地域内交流の促進、人材育成 ・ 研修会、講演会、視察、講座の実施 ・ 活動や交流を通じた地域人材の発掘 <p style="text-align: right;">など</p>
⑤新たなまちづくりや活性化の実現	<ul style="list-style-type: none"> ・ 夏まつり、食のバザール、文化祭、体験学習等の受入 ・ 共同店舗運営、農産物の加工、提携販売、特産品開発販売 ・ 地域住民の買い物支援 ・ 高齢者世帯の見守り <p style="text-align: right;">など</p>

第2章 第1次計画の取組成果と課題

1 これまでの地域協働の推進に関する取組の経過

地域や行政を取り巻く社会経済情勢などの変化に伴い、従来の行政主導のまちづくりから、地域と行政が協働したまちづくりが必要となってきました。

本市では、平成25年に「地域協働の仕組みづくり検討会議」（市民委員12人で構成）から提言を受け、これを踏まえ第1次計画を平成26年3月に策定しました。

この計画において、地域協働体の体制強化と活動支援を柱とした支援制度の構築から実施までに至る基本的な事項を定め、協働のまちづくりに取り組んできました。

この第1次計画のもと、市内33の地域で地域協働体が設立され、各地域の特色を生かした事業が展開されています。その一方で、地域を取り巻く環境は、少子高齢化社会の進展や人口減少の影響などで核家族化や高齢者の一人暮らし世帯が増加し、また、地域づくり活動の参加者や担い手の減少、各種団体の役員の高齢化など、様々な課題に直面しています。

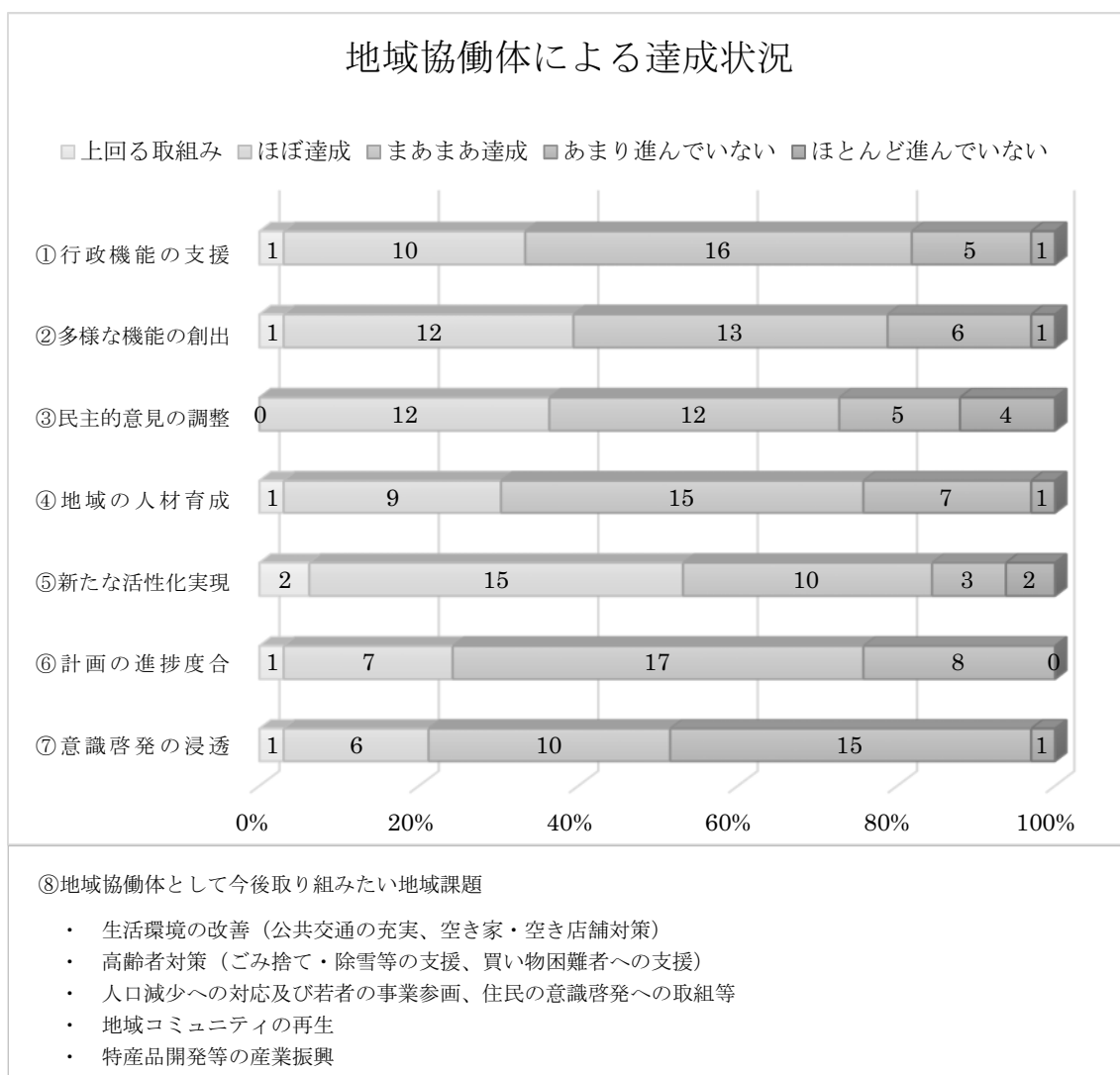
（主な経過）

平成22年度	一関市協働推進アクションプラン策定（H23.4施行）
平成25年度	地域協働の仕組みづくり検討会議設置 専任集落支援員の配置
平成26年度	一関市地域協働推進計画策定（H26.4施行/地域説明会の開催） 地域協働体の設立が始まる 地域協働体支援事業補助金創設 地域協働推進員の配置開始
平成27年度	公民館を市民センターに移行 地域担当職員を配置 地域協働体活動費補助金（ひと・まち応援金）創設
平成28年度	市民センター指定管理者制度の導入開始
平成29年度	地域協働体と市との意見交換会開催
平成30年度	地域協働支援員の配置 一関市協働推進計画（第2次）策定に向けた住民懇談会の開催

2 地域づくり計画の達成状況

これまで第1次計画に沿って、各地域協働体が独自に策定した地域づくり計画におけるそれぞれの事業がどの程度の達成状況か、また、第1次計画における行政施策への評価について、地域協働体に対しアンケート調査を実施したところ、次のような結果となりました。（対象 33 団体 / 回答 33 団体 回答率 100%）

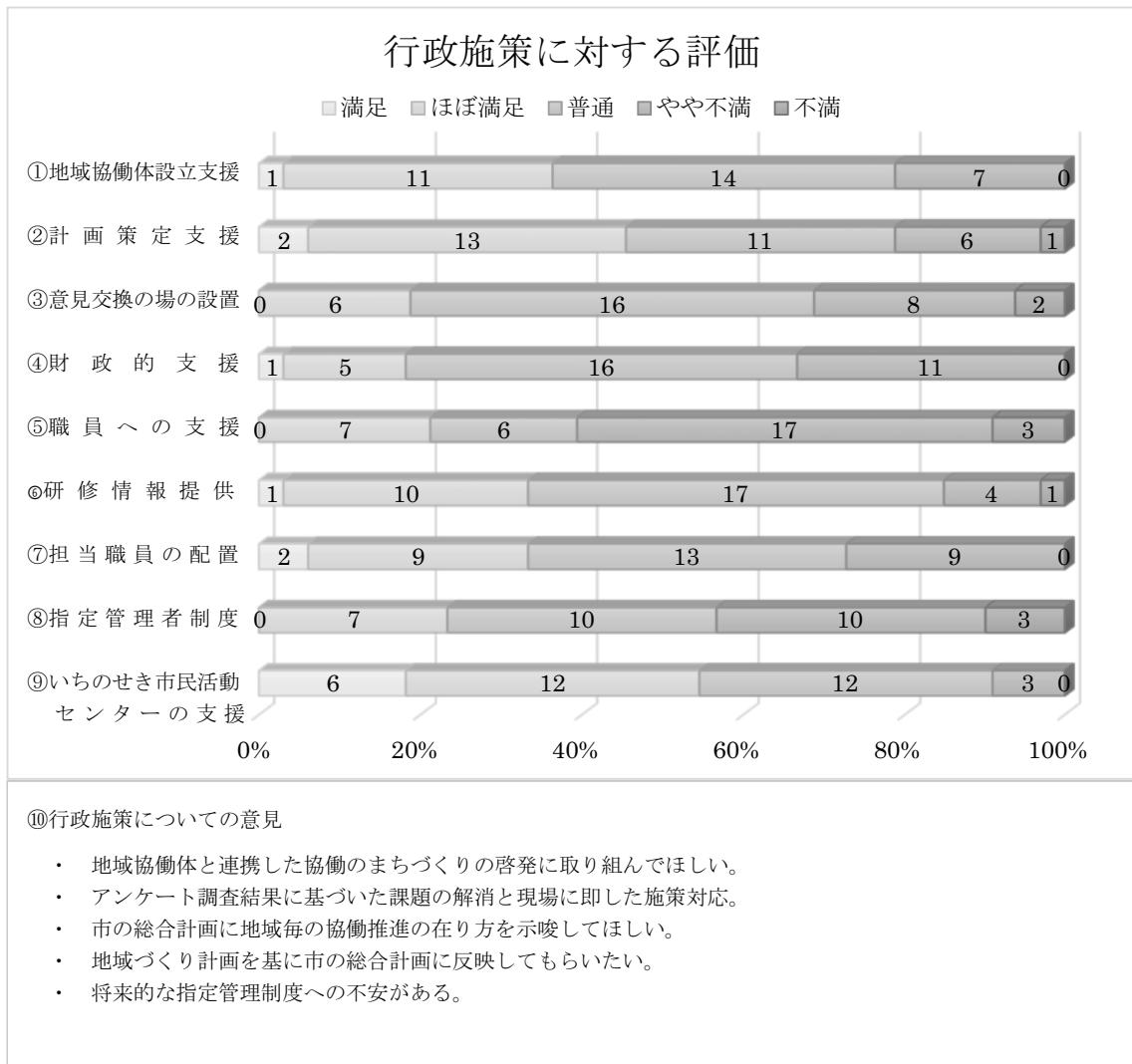
(1) 第1次計画における地域協働体の事業等の達成状況



(まとめ)

各地域協働体では、概ね策定した計画に沿って、地域の特性を活かした地域づくりの事業が進んでいますが、一部に事業の展開が進んでいない地域協働体もあり、今後、地域づくり計画の見直しも含めて重点的な対応策を検討する必要があります。特に、住民への意識啓発の不足が懸念されるとする地域協働体もあることから、地域協働にかかるとする啓発活動や人材育成を目的とした研修会等の必要性も挙げられています。

(2) 第1次計画における行政の施策に対する評価



(まとめ)

行政の施策に対しては、いちのせき市民活動センターによる助言をはじめとした、地域協働体設立時に係る支援体制には、全般的には「満足・ほぼ満足・普通」の評価でしたが、具体的な改善事項を指摘している地域協働体も多く見られました。特に、補助金の対象経費の見直し要望が多くあり、事務局を預かる現場の声が強く反映されています。

また、市民センターの地域管理については、移行した地域協働体にとって経理事務の改善や研修機会の増加要望も多くあり、これから移行を検討している地域協働体にとっては、将来的な財政的裏付けに不安があるとの意見もありました。

3 第1次計画の主な成果

本市では、第1次計画に基づき協働のまちづくりを推進してきました。これまでの取組の主な成果は次のとおりです。

(1) 地域協働体の設立及び地域づくり計画の推進

アクションプランに掲げる「地域協働体」の役割や重要性の理解を深めながら、地域協働体の設立及び地域協働体による地域づくり計画の策定を支援してきました。その結果、市内33の地域で地域協働体が設立されるとともに地域づくり計画が策定され、各地域協働体では地域課題の解決のための事業が進められています。

(2) 地域と行政との話し合い

これまで移動市長室や地域協働体と行政との意見交換等を開催し、地域課題について意見交換を行うとともに、行政への意見・要望の把握に努めてきました。

また、平成30年度には、市内34の全ての市民センターを会場に地域協働や公共交通をテーマに住民懇談会を開催し、地域づくりの進捗状況や公共交通、移動手段の確保など地域が抱える課題について話し合いを行ってきました。

(3) 支援制度の創設及び地域担当職員の配置

地域協働体への支援として、「地域協働体支援事業補助金」及び「地域協働体活動費補助金」を創設し、地域協働体の設立や地域づくり計画に基づいた取組を支援してきました。

また、地域協働体と行政とのパイプ役となる地域担当職員を配置して、地域協働の取組を推進してきました。さらに、地域協働体における各種事業や事務処理の円滑化を図るため、地域協働体が職員を雇用するために要する経費を支援してきました。

(4) 公民館の市民センター化

平成27年4月に従来の公民館を市民センターに移行し、これまでの生涯学習や社会教育の場としての機能に加え、地域が主体となって地域課題の解決に向けた取組を進められるよう、地域づくりの拠点としての機能の充実を図ってきました。

(5) 市民センターの地域管理

地域協働体が市民センターの管理運営を行うことにより、市民主体の地域づくり活動を促進するうえでより効果的であることから、段階的・年次計画的に地域管理を進めてきました。平成28年度から藤沢市民センターの指定管理者制度による管理が始まり、平成30年

度までに 14 の市民センターで、地域による管理が行われました。

(6) 地域づくり及び市民活動の支援

地域協働体の活動をはじめ市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進するため中間支援機能としての「いちのせき市民活動センター」業務をNPO法人に委託し、地域及び市民組織と行政の間に立ち、地域づくり活動の支援に取り組んできました。

4 第1次計画における課題

(1) 地域づくり計画の継続的な推進

地域協働体へのアンケートによると、地域づくりが順調に進んでいると回答した地域協働体が多い中で、一部の地域協働体では取組が遅れている状況にあります。地域づくり計画では将来像（ビジョン）を掲げ、地域の課題やその解決の方向性などが盛り込まれており、住み良い地域社会を創っていくためには、地域協働体において地域づくり計画を継続的に推進していくことが必要です。

また、組織体制や地域づくり計画の見直しを必要とする地域もあります。

(2) 地域協働の啓発

第1次計画策定後、住民説明会や研修会などを開催して協働のまちづくりの啓発に取り組んできました。しかしながら、市民に広く地域協働の考え方や取組が浸透するまでに至っていない状況にあります。今後も継続的な啓発活動により、協働のまちづくりに対する理解を深めていく必要があります。

(3) 担い手不足と若者の参画促進

少子高齢化や人口減少が進む中で、地域においては様々な取組を行っていますが、若い人の参加が少ない状況にあります。また、地域の役員のなり手が少なく、役員も高齢化してきており、地域の人材育成が喫緊の課題となっています。さらに、若い人が各種事業に参加しやすい環境をつくるとともに、幅広い世代の参加が求められています。

(4) 支援制度等の見直し

地域協働体支援事業補助金や地域協働体活動費補助金などの制度を創設し、地域協働の取組を支援してきました。しかしながら、住民ニーズが多様化し、また、地域協働の取組が進む中で、地域協働体からは、課題の解決や事業の推進を図るため補助対象経費など支援制度の見直しが求められています。

(5) 地域と行政の連携

これまでも地域協働体と行政との連絡会や地域担当職員の配置などにより、地域と行政の連携を図ってきましたが、地域協働を進めるためには、一層の連携を図ることが必要となっています。さらに、地域協働体の活動状況に応じた、いちのせき市民活動センターによるサポートが求められています。

(6) 企業による地域協働への参画

地域にとって、企業は雇用の場としてのみならず、地域社会の一員として大きな存在となっています。地域づくりを進めるうえで、企業による協働の取組への理解や、各種事業への参画が求められています。

第3章 本計画の基本方針と取組

1 本計画の目指す姿

『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

少子高齢化や人口減少など社会環境が大きく変わりつつあり、また、公共サービスに対する住民ニーズが多様化してきている今日の社会において、市民、各種団体、企業、行政など多様な主体が創意工夫をし、ともに行動することが重要です。

本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る」ことを目指します。

2 地域協働の推進にあたっての基本的な考え方

次の2つの基本的な考え方を踏まえ、本計画を推進します。

○自立型の地域づくり

「自分たちの地域は自分たちで守り、創る」を基本に、市民一人ひとりが当事者となり、地域のことを考え、自らが実践する自主・自立の地域づくりを促進していくこととします。

また、地域で取り組むことがより効果的、効率的なもの、身近なところで自ら判断し実施した方がよいものなどについて、地域の創意と主体性を活かし取り組んでいきます。

○補完性の原則

これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則^{※4}」の考え方を基本に進めていくこととします。

※4 補完性の原則：個人や家庭、地域でできることは自助・共助で解決し、それでもできない場合は、地域と行政との協働、もしくは公助として行政が補完、支援すること。

3 施策の基本方針

地域を取り巻く現状や第1次計画における取組成果と課題を踏まえ、次の5つを施策の基本方針に掲げ、各種事業に取り組みます。

(1) 地域協働の仕組みと組織づくり

地域協働体による市民主体の地域づくりをさらに進めるため、地域における調整、推進役を担う地域協働体の仕組みと組織づくりに取り組みます。

- ・ 地域協働体設立の支援、地域づくり計画策定の支援
- ・ 地域づくり計画の見直しや地域協働体の組織体制の見直しの支援
- ・ 協働によるまちづくりの啓発及び情報発信 など

(2) 地域人材の育成と確保

これからの地域を担う人材、特に若者の自主性や主体性を醸成するため、若者が参加しやすい仕組みづくりや幅広い世代の参加機会の創出などに努めるとともに、経験別や分野別などのそれぞれのステージに応じた各種研修会等を開催し、地域人材の育成と確保に取り組みます。

- ・ それぞれのステージに応じた研修会等の開催
- ・ 若者やシニア世代等の参加の促進 など

(3) 地域の特性を活かした取組の推進

地域協働体において、それぞれの地域の特性を活かした取組を進めるとともに、地域が抱える課題の解決を図るため、地域づくり計画に基づき実施する事業を支援します。

また、地域や行政、各種団体等が連携した取組を促進するとともに、地域協働体や自治会等が活動しやすい環境づくりを進めます。

- ・ 地域の歴史や文化、産業などを活かした事業の支援
- ・ 支援制度の見直し
- ・ 地域協働体による市民センターの指定管理 など

(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化

地域協働を推進するため、地域協働体相互の交流を促進していくとともに、協働のメインパートナーである地域協働体と行政との連携を強化します。

- ・ 定期的な情報交換や懇談の場の設定及び地域協働体相互の交流促進
- ・ 地域担当職員^{※5}の継続配置 など

(5) 企業の参画促進

地域の一員である企業の協働の取組への参画を促進し、地域住民、行政、各種団体と一体となった協働のまちづくりを進めます。

- 企業の地域協働への取組事例の情報発信 など

本計画の目指す姿 『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

基本方針(1) 地域協働の仕組みと組織づくり

事業 1	地域の合意形成を図る事業に対する支援
事業 2	「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援
事業 3	「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討
事業 4	「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置
事業 5	協働によるまちづくりの啓発

基本方針(2) 地域人材の育成と確保

事業 6	研修の機会や地域活動の情報の提供
------	------------------

基本方針(3) 地域の特性を活かした取組の推進

事業 7	「地域協働体支援事業補助金」交付による支援
事業 8	「地域協働体活動費補助金（通称ひと・まち応援金）」交付による支援
事業 9	地域協働体が雇用する職員（事務局員）に対する支援
事業 10	いちのせき市民活動センターによる地域協働体への支援
事業 11	地域による市民センターの管理

基本方針(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化

事業 12	地域協働体相互の交流促進
事業 13	「地域担当職員」の配置
事業 14	行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚

基本方針(5) 企業の参画促進

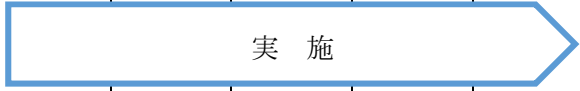
事業 15	協働によるまちづくりへの企業の参画
-------	-------------------

※5 地域担当職員：地域協働体と行政とのパイプ役となる職員を、平成 27 年度から本庁及び各支所地域振興課に配置している

4 主要な施策・事業

(1) 地域協働の仕組みと組織づくり

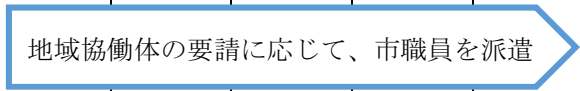
① 地域協働体の設立

事業 1		地域の合意形成を図る事業に対する支援				
内容	○地域協働体の設立に向け、地域の合意形成を図るため行う会議、啓発その他の準備費用に対する支援 ○限度額：1 組織 5 万円 （2 箇年までとし、総額 5 万円、単年度精算、前金払い可） ○補助率：100%	実施年度				
		31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
						

② 「地域づくり計画」の策定及び見直しと市政への反映

地域の将来像（ビジョン）、課題やその解決の方向性などが盛り込まれる地域づくり計画の策定や見直しにあたっては、行政は市職員を派遣するなど必要な支援を行います。

地域づくり計画に盛り込まれる事項については、行政が地域の取組に対し支援するとともに、優先順位や役割・負担の程度をもとに、地域と行政が調整と協議を重ね、市の計画や予算に反映させるよう努めていきます。

事業 2		「地域づくり計画」策定・見直し及び組織体制の見直し支援				
内容	○地域協働体の要請に応じて、専門知識の提供のため、企画、総務、福祉、建設など必要な部門の市職員を派遣 ○現状にあわせ、設立時の組織から機能的な組織への変化が必要となることから、それに伴い必要な支援を行う	実施年度				
		31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
						

事業3		「地域づくり計画」の市政への反映方法の検討				
内容	○事業の優先順位や役割・負担の程度を基に、地域と行政が協議を重ね、市の計画や予算に反映させていく方法を検討する	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
		方法の検討				

③ 「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置

行政においては、地域づくり担当部門（支所を含む。）が地域協働体の総合窓口となり、地域ビジョンや行政情報など情報共有の流れをつくるための取組を行います。

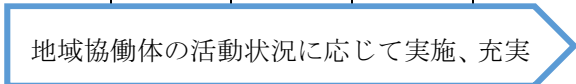
事業4		「地域協働体と行政との意見交換の場」の設置				
内容	○移動市長室等の機会を活用し、地域と市長が地域の将来像を共有するための意見交換会の開催 ○地域づくり計画の実施等に関して、地域協働体からの申出により、地域協働体と市との意見交換会を開催 ○市総合計画や各種施策に対する意見聴取	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
		地域協働体の要請等に応じて実施				

④ 協働によるまちづくりの啓発

事業5		協働によるまちづくりの啓発				
内容	○協働のまちづくりを広く住民に理解してもらうため、継続して啓発活動に努める ○行政が、市民の意識啓発のための協働の研修会などを開催する ○地域協働体が、地域内で住民意識向上のため、協働の研修会などを開催 ○各地域協働体における啓発活動の支援	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
		実施				

(2) 地域人材の育成と確保

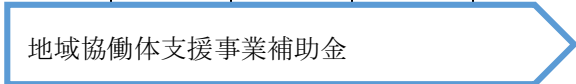
① 研修の機会や地域活動の情報の提供

事業 6		研修の機会や地域活動の情報の提供				
内 容	○地域協働体の職員に対して、地域協働体の運営などに係る研修の機会を提供するとともに、階層別職員研修などの開催 ○地域の人材育成に係る学習機会を提供するため、これまで行政が実施してきた研修などの実施と併せ、地域協働体と連携しながら各種研修会などを実施	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

(3) 地域の特性を活かした取組の推進

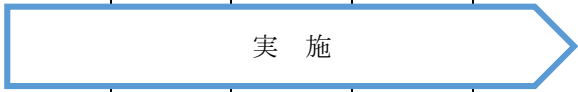
① 地域協働体による「地域づくり計画」の実践に対する支援

「地域づくり計画」の実践など地域協働体が行う活動に対して、財政的、人的な支援を行い、地域の特性を活かした地域づくりを促進します。

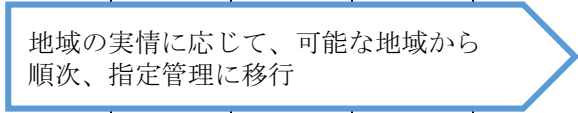
事業 7		「地域協働体支援事業補助金」交付による支援				
内 容	○地域づくり計画を策定するまでの間の活動に係る支援 ○限度額：1 地域協働体 単年度10万円 ○補助率：2/3	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

事業 8		「地域協働体活動費補助金（通称 ひと・まち応援金）」交付による支援				
内容	<p>○地域協働体が、地域課題の解決や地域の特性を活かした地域づくり活動を自主的に取り組むために要する経費について支援</p> <p>○限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業に要する経費…均等割＋地域割* ・事務局人件費…給与、保険料等の事業主負担額、健康診断料など <p>○補助率：100%</p> <p>○補助金の対象経費については、必要に応じて見直しを実施</p>	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
		地域協働体の活動状況に応じて交付				
		随時、制度見直し				
		<p>※ 均等割：各地域一律で算定した金額</p> <p>地域割：地域内の人口に応じて算定した金額</p>				

事業 9		地域協働体が雇用する職員（事務局員）に対する支援				
内容	<p>○地域協働体における各種事業や事務処理の円滑化を図るため、地域協働体が雇用する職員（事務局員）の配置に要する経費を支援</p> <p>原則、1年目は市が雇用して、事務局に必要な知識、技術等の育成を図ったうえで、2年目以降から地域協働体が直接雇用する</p> <p>○市が雇用する場合（1年目）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配置人数等：地域協働体あたり1名とし、市民センターに配置 ・業務内容：地域協働の意識醸成に係る啓発、地域協働体の活動支援、その他市民センターが行う事業の補助事務など <p>○地域協働体が雇用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・勤務条件等は、地域協働体で定めるが、市雇用相当分の費用を支援* ・業務内容：庶務（経理、資料作成、広報等）、事業推進に係る事務など 	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
		地域協働体の活動状況に応じて支援				
				<p>※ 事業8、限度額中「事務局人件費」がこれにあたる</p>		

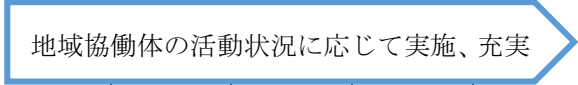
事業 10		いちのせき市民活動センターによる地域協働体への支援				
内 容	○地域協働体の活動及び運営の支援 ・話し合いのためのファシリテーターの派遣、リーダー育成や運営上必要となる業務等の研修会の開催、活動に対する助言など ○社会教育事業に関する支援 ・指定管理市民センターにおける社会教育事業の充実を図るため、定期的な巡回相談や助言などによる社会教育事業の企画等を支援	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

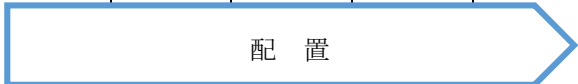
② 「地域協働体の活動拠点」に対する支援

事業 11		地域による市民センターの管理				
内 容	○指定管理者制度により、地域が市民センターを管理することについて、地域との合意を踏まえて、段階的に導入していく ○社会教育事業や市民センター職員に対する社会教育等の研修の機会や情報の提供、学習事業実施に係る助言、支援等については行政が役割を果たしていく	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

(4) 地域協働体相互及び行政との連携強化

① 地域協働体相互及び行政との連携強化

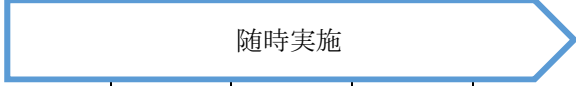
事業 12		地域協働体相互の交流促進				
内容	○地域活動に関する情報提供、相談などの業務の実施、市民活動センター事業の充実 ○地域協働体相互の交流促進を図るため、情報交換や意見交換及び成果報告の場などの創出	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

事業 13		「地域担当職員」の配置				
内容	○地域協働体と行政とのパイプ役となる市職員（地域担当職員）を配置 ○地域担当職員は、行政情報の提供や国・県等補助制度の活用、その他活動に対する助言など、地域協働体への各種支援や連絡調整などを行う また、地域協働体が行う会議等に積極的に参加し、地域の現状や課題、目指す方向性をより詳しく把握する ○地域担当職員の研修会及び情報交換会等の定期的な開催	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

② 行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚



アクションプランにおいて、「協働のまちづくりは、市民と行政との協力・連携の上に成り立つ」ものとしており、行政各部門が、事務事業を進めるにあたり、今まで以上に「地域と行政の協働」を意識する必要があります。

市職員については、アクションプランに掲げる市職員の行動方針である「ひとりの市民としてもまちづくりに参画すること」及び一関市協働推進職員行動指針（平成24年5月策定）において、「一人の市民として、地域活動等に自主的に参加すること」としていることから、これらを周知し、地域活動への参加を促進します。

事業 14		行政各部門及び市職員における地域協働の意識高揚				
内容	○各担当課職員の意識改革 (協働事例研修会や協働事業実践発表会の実施による協働のまちづくりへの理解) ○アクションプラン及び一関市協働推進職員行動指針の周知徹底	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

(5) 企業の参画促進

① 企業の参画促進及び情報発信

事業 15		協働によるまちづくりへの企業の参画				
内容	○企業の地域づくり事業への理解と積極的な参加・協働の促進 (パートナー協定* ⁶ の締結、地域課題に企業のノウハウを活用など) ○市ホームページにおいて、企業による地域づくり活動の取組状況を紹介	実施年度				
		31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
						

※6 パートナー協定：協働のまちづくりの手法の1つとして、まちづくり活動への連携・協力すること、または、企業が自らまちづくり活動に取り組むことなどを取り決めるもの。

5 市民センターの活用

地域協働体が持続的に活動を展開していくためには、地域における活動拠点が必要です。

第1次計画では、これまで地域の生涯学習の拠点、地域活動の支援の役割を果たしてきた公民館の機能を活用し、地域が主体となって、市民、各種団体などの協働体制を充実させるとともに地域課題の把握・解決に向けた取組を進めるなど、学びと地域づくりの拠点として機能の充実を図るため、平成27年4月から公民館を市民センターへ移行しました。

市民センターは、地域協働体、市民及び各種団体など多くの人の「集い」の核となっており、「共に考える」場をつくり、お互い協力し、支え合う地域社会の拠点となっています。

また、市民主体の生涯学習や地域づくりの取組を通じて、人材育成や地域の担い手の確保を図るとともに、生涯各時期における各種社会教育事業や芸術、文化に関連した事業、各種団体などと連携した事業を継続して行っています。

(1) 施設活用の多様化

市民センターにおいては、従来の利用方法に加えて、民間感覚による施設の活用として、例えば会議室を定例的に高齢者や小中学生に開放することや空きスペースを活用した喫茶コーナー、バザーの開催等、地域交流の場として活用することなど、施設活用の多様化が期待できます。

(2) 学びと地域づくり活動

文化、体育、教養等のほか環境、防犯、防災等の地域課題について、解決に向けた学習を行い、その成果を実践につなげるなど、市民主体の地域づくり活動の促進と生涯学習の振興の場として活用されています。

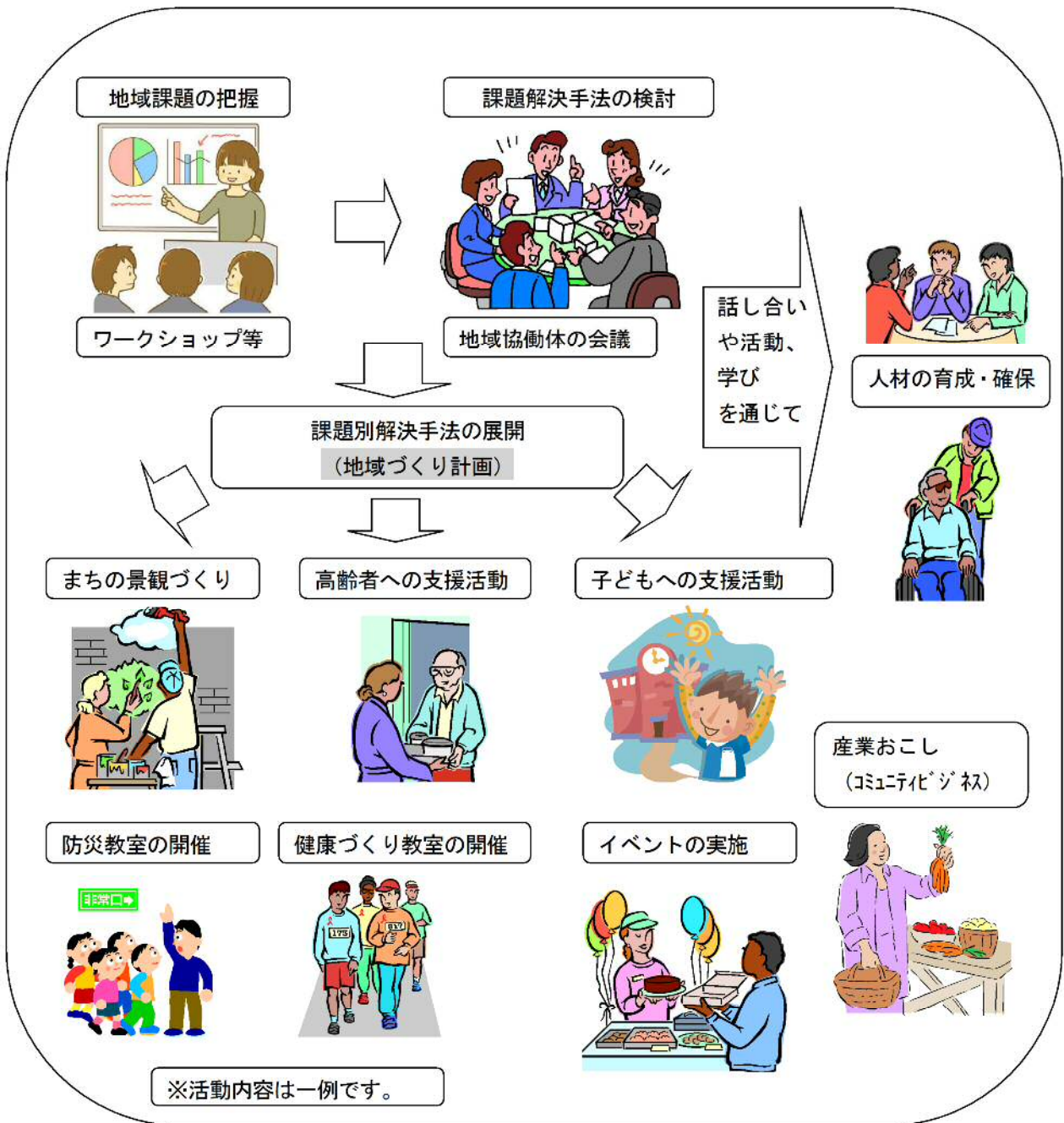
(3) 地域と行政をつなぐ場

市民センターは、生涯学習の場の提供や行政情報、市民活動の情報提供などにも取り組んでいます。また、地域協働体の活動拠点とすることにより、地域の皆さんの地域づくりやまちづくりに対する関心が高まっています。

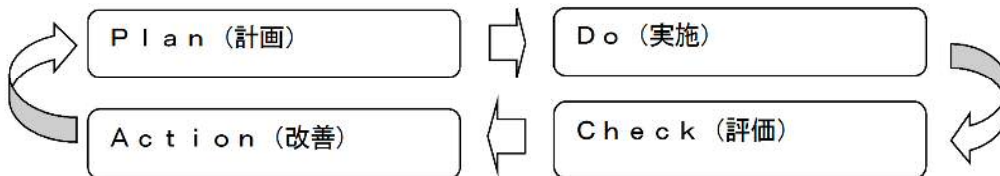
(4) 地域づくり事業の環境整備

学びと地域づくり事業を一体的に行う体制が構築されることにより、地域の特性を活かした活動の展開が期待されます。

●市民センターの活動イメージ図



これらの取組みは、PDCAサイクルにより継続的な見直しを行います。



6 地域による市民センターの管理

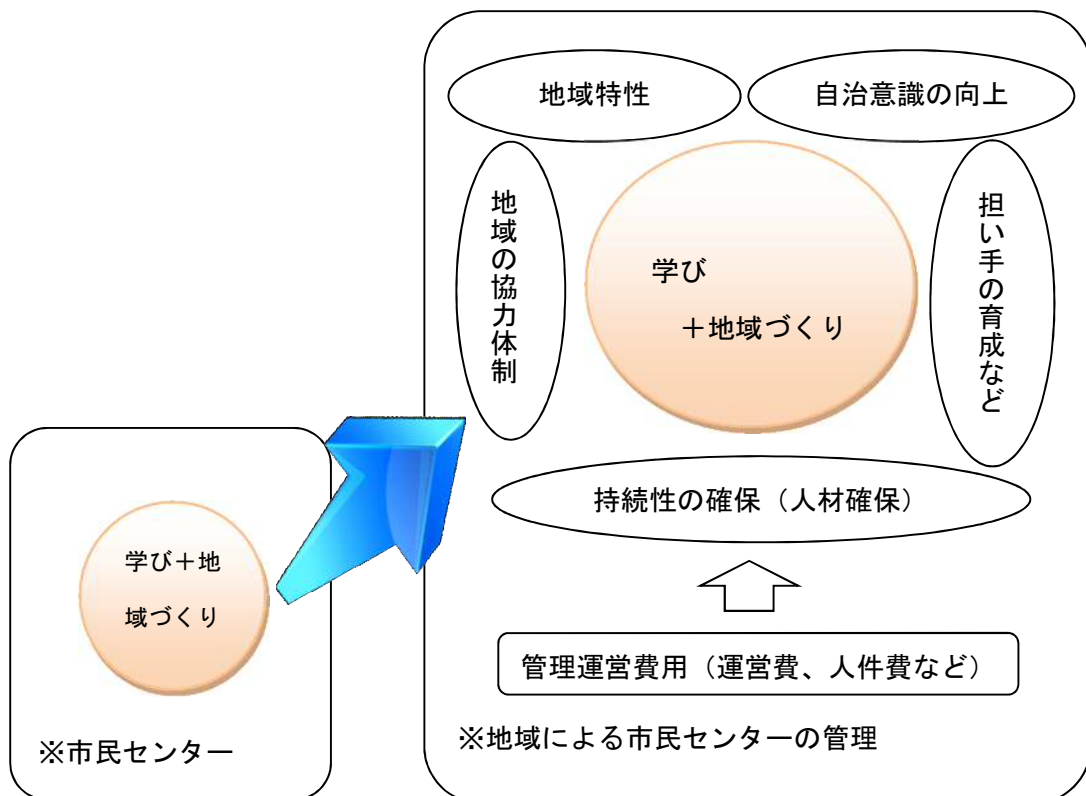
地域協働を進めるにあたって、市民センターの管理運営を地域協働体が行うことは、市民主体の地域づくり活動を促進するうえで、より効果的であり望ましいと考えています。

また、行政が施設の管理運営に必要な経費を負担することにより、生涯学習や社会教育の各種事業と連携した地域づくり活動が展開しやすくなり、また、地域の特性を活かした取組や人材育成などが中長期的に取り組めるなど、持続的な地域協働の取組が確保される仕組みと考えています。

第1次計画では、市民センターへの移行後、「地域の実情に応じて、可能な地域から順次、段階的、年次計画的に地域管理に移行する」こととして取り組んできました。全ての市民センターが一斉に地域管理に移行するのではなく、地域による管理は市と地域協働体との協議により進め、第1次計画期間の中では、市内34の市民センターのうち、14の市民センターが地域による管理に移行しました。

今後、地域による市民センターの管理にあたっては、第1次計画と同様に、地域協働体の体制が整った地域から順次進めていきます。

(1) 地域による市民センターの管理のイメージ



(2) 地域による市民センターの管理により期待される効果等

① 地域協働体の持続的な活動

地域協働体が持続的に活動するための拠点として、事務所機能と活動資源としての施設が確保できます。さらに、事務局員などの人材が確保されることで、地域協働体の組織強化につながります。

② 地域の特性を活かした取組

地域が管理運営することにより、施設ごとに地域の個性や特性などを活かした、地域協働体の創意工夫による施設活用が期待できます。

③ 自治意識の向上

自らの活動拠点を自らが管理運営するという自治意識の向上につながります。

④ 地域の協力体制

市民センターに地域住民が求める人材を配置することにより、地域への関心や協力、連携体制が一層強くなることが期待できます。

⑤ 担い手の掘り起こし、育成

地域の担い手について、地域協働体の職員を通じて中長期的に、地域の後継者となる若者や壮年層を掘り起こし、育成していくことが期待されます。また、地域協働体の職員自身が担い手となり活動することも期待されます。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画に掲げる施策の効果的な推進を図るために、地域協働体をはじめ、自治会組織やNPO法人、地域活動に関わりを持つ各種団体、企業など、多様な主体と緊密に連携しながら計画を推進します。

(1) 一関市協働推進会議の設置

本計画を総合的かつ計画的に推進するため、地域協働体または住民自治組織代表者や公募に応じた市民、市の職員などで構成する「一関市協働推進会議」を設置して、情報を共有するとともに意見交換を行い、協働推進計画の進め方に助言を求めます。

(2) 自治会組織、NPO、市民団体、企業などの連携

地域づくり計画の実施と合わせて、まちづくりワークショップや地域づくり研修会における意見要望の集約などを通じて、意見の共有・反映を行うとともに、市民相互もしくは市民と行政の連携を強化します。

2 計画の進行管理（実効性の確保）

地域協働を推進するにあたり、市は常に地域協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。

このため、本計画に定める事業については、次に掲げる方法により進行管理を行い、着実かつ適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。

(1) 協働推進会議を定期的開催し、協働推進計画の進捗状況及び進め方、見直しなどについて随時意見を求めていきます。

(2) 各地域協働体の地域づくり計画を推進するため、進捗状況及び結果を共有して課題を発見し、本計画の実行性の確保に努めます。

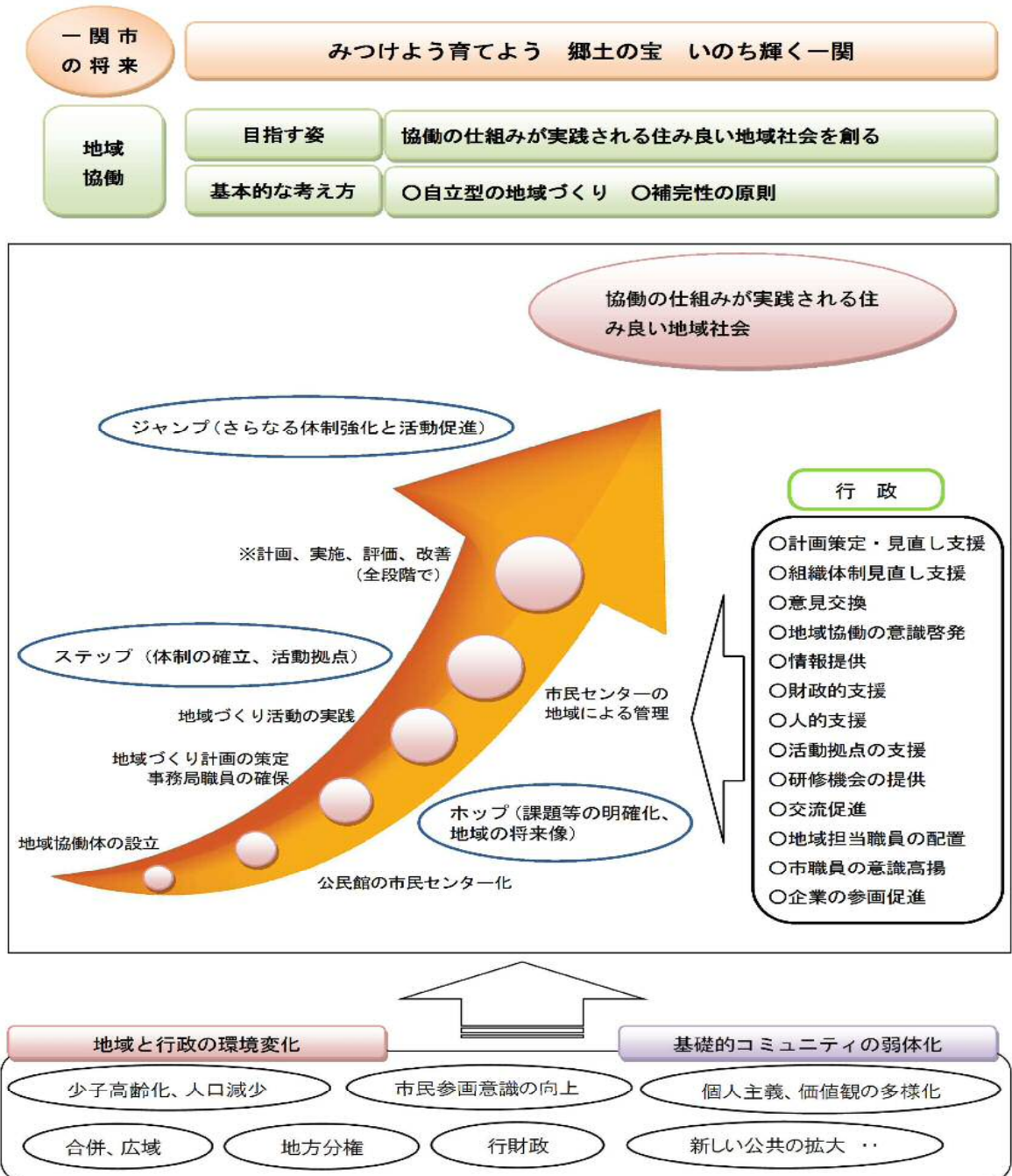
(3) 地域協働体の活動拠点の整備充実に努めるとともに、運営管理の取組に遅れが見られる地域協働体に対しては、問題点の解決や円滑な準備体制の整備に対して、積極的な支援を行います。

3 計画期間内における施策の見直し

本計画の下で新たにに取り組む施策については、毎年度進捗状況などをまとめながら、前項の会議などにおいて意見を求めるとともに、広く市広報誌やホームページ等で市民に情報提供します。

また、年次途中にあっても社会環境の変化や、市民及び市の現状に応じた見直しを検討するものとします。

4 みんなで創る地域協働の仕組みとイメージ



一関市地域協働推進計画
(第2次)

一関市

〒021-0851 岩手県一関市竹山町7番2号

TEL 0191-21-2111(代)

FAX 0191-21-2164

E-Mail machi@city.ichinoseki.iwate.jp

編集 一関市まちづくり推進部まちづくり推進課